

## 青梅市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 1 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定による通知カードが廃止されたことから、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市事務手数料条例の一部を改正する条例

青梅市事務手数料条例（平成 12 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表 8 の項を削り、同表 9 の項中「番号利用法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」に改め、同項を同表 8 の項とし、同表 10 の項を同表 9 の項とし、同表 11 の項から同表 40 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。